

千葉県男女共同参画推進懇話会 計画評価専門部会運営要領

この要領は、千葉県男女共同参画推進懇話会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、計画評価専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第1条 専門部会は、千葉県男女共同参画計画に基づき、県が実施する各種事業の評価や進行状況について協議する。

（組織）

第2条 専門部会は、千葉県男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）委員の中から知事が指名する委員をもって構成する。

（部会長及び副部会長）

第3条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会における委員の意見を懇話会に報告する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 専門部会は、必要に応じて多様性社会推進課長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 専門部会の庶務は、総合企画部多様性社会推進課において行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要領は、平成25年5月7日から施行する。

2 千葉県男女共同参画推進懇話会千葉県男女共同参画計画評価専門部会設置要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。